

# 平成26年4月1日から

## 被災者雇用開発助成金 の対象者の要件が変わりました

### 被災者雇用開発助成金とは

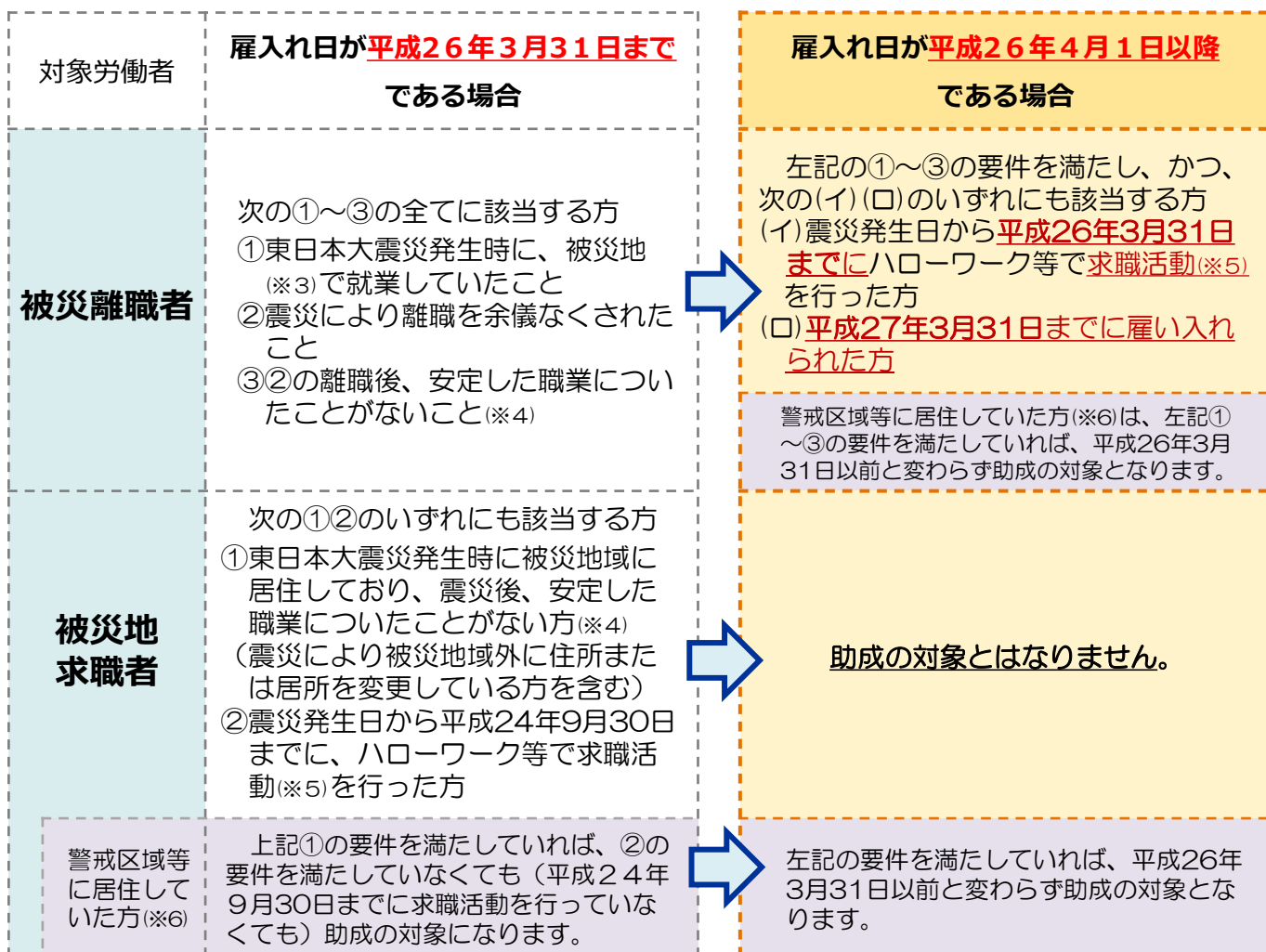
東日本大震災による被災離職者または被災地域に居住する求職者（被災地求職者）を、ハローワーク等（※1）の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れた事業主に支給します。

支給額	大企業	50万円（短時間労働者（※2）として雇い入れた場合は30万円）
	中小企業	90万円（短時間労働者（※2）として雇い入れた場合は60万円）

（※1）ハローワーク、地方運輸局、雇用関係給付金の取り扱いについての同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介事業者もしくは無料船員職業紹介事業者

（※2）一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者のこと

◆ 平成26年4月1日から、助成金の対象となる労働者の要件が、以下のように変わりました。



（※3）震災に際し、災害救助法が適用された市町村の地域（東京都を除く）

（※4）具体的には「週所定労働時間20時間以上の労働者として6か月以上雇用されたことのない」こと

（※5）窓口で職業相談や職業紹介を受けること

（※6）震災発生日に原発事故に伴う警戒区域・計画的避難区域・緊急避難準備区域等に居住していた方

・ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは各都道府県労働局（職業安定部）へお問い合わせください。



# 被災者を雇い入れた事業主の方に助成金が支給されます！

(平成23年5月2日以降の雇入れ)

平成26年3月31日  
までの取扱です。

## 被災者雇用開発助成金のご案内

東日本大震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方を、ハローワーク等(※1)の紹介により、継続して1年以上雇用(※2)することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。(雇用保険の一般被保険者として雇い入れる場合に限ります)

※1 ハローワーク、地方運輸局及び雇用関係給付金の取扱に係る同意書を労働局に提出している

有料・無料職業紹介事業者及び無料船員職業紹介事業者

※2 1年未満の有期契約を更新する場合も含む

### 対象労働者

#### 1. 震災により離職された方(以下の①から③のいずれにも該当する方)

- ① 東日本大震災発生時に被災地域(※1)において就業していた方
- ② 震災後に離職し、その後安定した職業についたことのない方
- ③ 震災により離職を余儀なくされた方

※1 震災に際し、災害救助法が適用された市町村の地域(東京都を除く)

#### 2. 被災地域に居住する方(※2、※3)

※2 震災後、安定した職業についたことのない方。

※3 震災により被災地域外に住所又は居所を変更している方を含み、震災の発生後に被災地域に居住することとなった方を除く

### 支給額

対象労働者に支払われた賃金の一部として、下表の金額が、支給対象期(6か月)ごとに支給されます。

	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外	大企業 50万円 中小企業 90万円	1年間	大企業 第1期25万円 第2期25万円 中小企業 第1期45万円 第2期45万円
短時間労働者(※)	大企業 30万円 中小企業 60万円	1年間	大企業 第1期15万円 第2期15万円 中小企業 第1期30万円 第2期30万円

※ 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、同じ事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と比べて短く、かつ、30時間未満である方をいいます。

厚生労働省  
都道府県労働局  
ハローワーク(公共職業安定所)



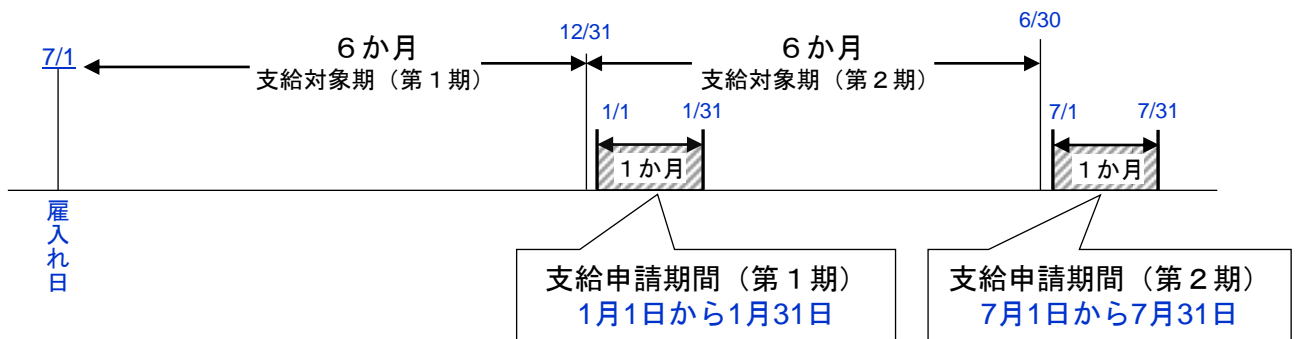
LL230502開発01

## 支給申請の手続き

- 助成金は、支給対象期（※）ごとに、2回に分けて支給されます。
- 支給申請は、支給対象期ごとに、労働局またはハローワークに対して行います。
- 支給申請期間は、各支給対象期の末日の翌日から1か月以内です。
- 第1回目の支給申請がなされていない場合でも、第2回目以降の支給申請は行えます（ただし、第1回目分は支給されません）。

※ 支給対象期は、雇入れ日から6か月間ごとに区切った期間です。

【例：雇入れ日が7月1日の場合】



### 利用にあたっての注意点

- 支給申請期間内に申請が行われない場合、原則として支給を受けることができません。
- 対象労働者が過去3年間に働いたことのある事業所（出向、派遣、請負を含む）に雇い入れられる場合、助成金の対象とはなりません。
- 対象者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間に被保険者を事業主都合により解雇している場合、又は同期間において雇入れ日における被保険者数の6%を超える被保険者を倒産・解雇等による離職理由により離職させている場合（離職させた被保険者数が3人以下の場合を除く）、助成金は支給されません。
- 支給申請時には雇い入れられた方が対象労働者であることの証明書類が必要です。（これらの書類の中には、雇い入れられた労働者の方に御用意いただく必要があるものがあります。）  
提出できない場合は、支給を受けることができないことがありますので ご注意ください。

助成金の受給に当たっては、このリーフレットに記載があるほか、各種要件がございますので、ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは各都道府県労働局（職業安定部）へお問い合わせください。